

日医発第 1535 号（介護）
令和 7 年 1 2 月 2 5 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
松本 吉郎
(公印省略)

令和 8 年度介護報酬改定率について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、令和 6 年度介護報酬改定において、処遇改善分について 2 年分を措置し、令和 8 年度以降の対応については、実態把握を通じた処遇改善の実施状況等や財源とあわせて令和 8 年度予算編成過程で検討することとされておりました。

今般、令和 8 年度介護報酬改定率につきまして、1 2 月 2 4 日の大臣折衝を踏まえて決定されましたので、取り急ぎご連絡申し上げます。

令和 8 年度介護報酬改定については、下記のとおり、処遇改善分及び基準費用額（食費）の引上げとして、プラス 2. 0 3 % となりました。

なお、各サービスの報酬単価につきましては、令和 8 年 1 月の社会保障審議会 介護給付費分科会において諮問・答申の予定となっていることを申し添えます。

記

改定率 + 2. 0 3 %

(内訳)

処遇改善分 + 1. 9 5 % (令和 8 年 6 月施行)

- ・介護従事者を対象に、幅広く月 1. 0 万円 (3. 3 %) 相当の賃上げを実現する措置

- ・生産性向上等に取り組む事業者の介護職員を対象に、月0.7万円（2.4%）相当の上乗せ措置
- ※合計で、介護職員について最大月1.9万円（6.3%）の賃上げ（定期昇給0.2万円込み）が実現する措置。

基準費用額（食費）の引上げ + 0.09%（令和8年8月施行）

- ・月額100円の引上げ

※低所得者について、所得区分に応じて、利用者負担を据え置き又は月額30～60円の引上げ。

以上

（添付文書）

- ・令和8年度介護報酬改定について
（令7.12.25 厚生労働省）

令和8年度介護報酬改定について

12月24日の予算大臣折衝を踏まえ、令和8年度の介護報酬改定は、以下のとおりとなった。

改定率 + 2. 0 3 %

(内訳)

処遇改善分 + 1. 9 5 % (令和8年6月施行)

- ・介護従事者を対象に、幅広く月1. 0万円(3. 3%)相当の賃上げを実現する措置

- ・生産性向上等に取り組む事業者の介護職員を対象に、月0. 7万円(2. 4%)相当の上乗せ措置

※合計で、介護職員について最大月1. 9万円(6. 3%)の賃上げ(定期昇給0. 2万円込み)が実現する措置。

基準費用額(食費)の引上げ + 0. 0 9 % (令和8年8月施行)

- ・日額100円の引上げ

※低所得者について、所得区分に応じて、利用者負担を据え置き又は日額30~60円の引上げ。